

除外要件整理票

番 号	②			
土地の概要	所在地	丹波篠山市大熊中ノ下ノ坪109番	面積	1,404㎡
	公簿地目	田	現況地目	田
	所有者の住所	丹波篠山市大熊	所有者の氏名	A
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)の利用集積該当	該当有り	利用集積の該当面積	
		(該当無し)	担い手の氏名又は組織名	
		利用集積の内容		
土地改良事業実施状況	ほ場整備事業 鏝市5工区 (昭和55年3月26日完了)	担い手以外の権利設定関係	該当無し	
事業者	住所	丹波篠山市		
	氏名	B	職業	医者
	土地所有者との関係	-		
事業概要	施設等の概要	産婦人科クリニック用駐車場		
	実施する理由	丹波篠山市大熊110番地に産婦人科クリニックの建設を予定されているが、狭小地であるため同地以外の土地で駐車場用地を要する。産院の運営において、切迫した事態の対応や受診者の負担軽減のため、駐車場はクリニック近接地での設置を検討。クリニック予定地の近隣において用地を検討したが、農地以外の土地や白地農地では適地がなく、申出地を駐車場の計画地としたことから農振除外の協議を要する。		
	実施する時期	許可後		
○農用地区域からの法定除外要件（農振法第13条第2項）農振除外の6要件				
要件		照 合 結 果		
1号 (代替性、具体性)		<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料のとおり具体的な転用計画があり、必要かつ緊急性が認められる。 ・申請地以外の用地選定も実施。別添の用地選定調書参照。 		
2号 (地域計画への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・今回除外申出面積は城北地区地域計画区域内の農用地等面積の0.04%であり、除外による地域計画達成への影響は認められない。 		
3号 (農業への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・計画地は、東及び西の2辺を農用地区域以外に接し、南の1辺を道路に接する縁辺部である。地形的連続性や農作業の連続性を損なうものではなく、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないと認められる。 		
4号 (農用地利用集積への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・現在利用権が設定されておらず、利用集積に支障はない。 		
5号 (土地改良施設への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設には手を加えず、工事中及び完成後においても十分な土砂流出防止措置を講じるため、土地改良施設の機能及び他の農地への影響は認められない。 		
6号 (ほ場整備完了後8年以上経過)		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年3月26日 ほ場整備事業工鏝市5工区工事完了。ほ場整備後、8年以上経過している。 		
市町の総合判断				
上記の1～6号要件を全て満たしており、除外はやむを得ないものと思われる。				